



報道発表資料の配信日時 11月14日(月) 10時00分

発表項目 (行事名)	「これからの高校づくりに関する指針」改定版(素案)に係る意見を聞く会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	1 開催日時 令和4年(2022年)11月22日(火) 13時30分～15時00分 2 会場 Zoomによる開催 3 出席者(対象者) (道側)北海道教育庁高校教育課職員 檜山教育局長ほか (相手側)管内の各町長、町教育長、小・中・高等学校長、 PTA関係者、経済団体関係者ほか 4 内容 「これからの高校づくりに関する指針」改定版(素案)について説明・意見聴取		
参考	傍聴(取材を除く)の申込み方法は、次のWEBページを御覧ください。 https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hyk/01_soumu.html		

報道(取材)に当たってのお願い	取材については、檜山合同庁舎203会議室での対応となります。Zoomによる取材も可能です。この場合は、11月21日(月)10時までに御連絡ください。		
他のクラブとの関係	同時配信	(場所)	
	同時レク		

担当(連絡先)	北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (担当者: 企画総務課長 佐藤 潤子) TEL ダイヤルイン 0139-52-6424 内線		
---------	---	--	--

「これからの高校づくりに関する指針」改定版（素案）に係る意見を聞く会
開 催 要 項

1 趣 旨

「これからの高校づくりに関する指針」改定版の策定の参考とするため、地域の市町村関係者及び学校関係者等から、「これからの高校づくりに関する指針」改定版（素案）について意見等を聴取する。

2 主 催

北海道教育委員会（主管 北海道教育庁檜山教育局）

3 開催方法等

(1) 開催（参加）方法

Zoomアプリを用いたオンライン会議（Web会議）への参加

(2) 開催日時

令和4年（2022年）11月22日（火） 13時30分～15時00分

(3) 会 場

- ア 参加者の職場・自宅等
- イ 学校や教育委員会が指定する会場

(4) 参加対象者

- ア 町長
- イ 町教育委員会教育長
- ウ 高等学校長
- エ 中学校長（各市町村代表者1名）
- オ 小学校長（各市町村代表者1名）
- カ 地区協議会又はPTA関係者など（各町代表者2名）
- キ 経済団体関係者（公立高等学校所在町代表者1名）

(5) 日程

開 会	「これからの高校づくりに関する指 針」改定版（素案）について説明	意見聴取	閉 会
3分	25分	60分	2分

4 その他

(1) 議事は公開とし、希望がある場合は傍聴を認めることとします。

なお、傍聴に係る取扱いについては別記のとおりとし、傍聴者がZoom以外での参加を希望する場合は、檜山合同庁舎203会議室（檜山郡江差町字陣屋町336-3）を会場とします。

(2) 参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、複数人が集まる会場では、マスクの着用をお願いします。

別 記

「これからの高校づくりに関する指針」改定版（素案）に係る意見を聞く会の傍聴に係る取扱い

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は、Zoom による参加者は 10 名以内、Zoom によらない参加者は 3 名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者は傍聴者に含みません。
- 2 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) 写真（静止画の撮影）、または動画の記録（保存）及び録音をすること。ただし、主催者の特別な許可がある場合はこの限りではありません。
 - (2) 主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること
 - (3) 傍聴を許可していないものに対して、会を視聴させること。
 - (4) 前各号のほか、会の妨害となるような行為をすること。
- 3 傍聴人が前記 2 の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、意見を聞く会への参加を認めないことがあります。
- 4 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。